

議案第80号

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例

加西市学童保育園の設置に関する条例（平成 15 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 北条東第 2 学童保育園の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|--------------------|
| 北条東第 3 学童保育園 | 加西市北条町西高室 595 番地 2 |
|--------------|--------------------|

別表第 1 中「

| | |
|----------|---------------|
| 日吉学童保育園 | 加西市和泉町 56 番地 |
| 宇仁学童保育園 | 加西市田谷町 810 番地 |
| 西在田学童保育園 | 加西市上道山町 80 番地 |

」を削り、同表に次のように加える。

| | |
|------------|--------------|
| 泉第 3 学童保育園 | 加西市殿原町 54 番地 |
|------------|--------------|

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

小学校の統合により、日吉学童保育園、宇仁学童保育園及び西在田学童保育園を廃止し、泉第3学童保育園を新たに開設することに加え、北条東学童保育園の待機児童の解消のため、北条東第3学童保育園を新たに開設することに伴い、所要の改正を行うもの。